八七四（次の図に示す部分に限る。）、三八七五、字ホンクボ脇三八七六の二、三八七六の三（次の図に示す部分に限る。）、字小草二八八一の一、三八八三の二、三八八八（次の図に示す部分に限る。）、字屋敷付三九〇七の一、字日ノ口三九〇八の一、三九一三の一、三九一四、三九一五の一、三九一八の一、字小草ノ下三九二五の一、字小草平三九二六、三九三七、字コウヤ三九四七の三、三九四八の一、字ホゼフチ四二二五の一、四二二六、四二三六の一、字スタ山四二三九の一、字アカタニ四二四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ダラキノ三六二三の二・字ダラノ木上三六三一・字ビヨブ岩三六三六・字タラキノ三六三七・三六五三・字田ノ口三六五五・字赤合谷三八五五・字本迫三八五七の二・字上赤合谷三八六二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県臼杵市大字家野字藤ケ尾二ノ二〇三五の五、二〇〇六、二〇三一から二〇三四まで、二〇三五の一の二の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇三五の一の二の二の六から二〇三五の一の二の九まで、二〇三五の一の二の一、二〇三五の九から二〇三五の一の二の一一、二〇三五の二一、二〇三五の二七、二〇三五の二九から二〇三五の三一、二〇三六から二〇四五まで、字後田一八三三、一八四五（次の図に示す部分に限る。）、一八四六から一八五八まで、字弐拾歩一八三四の六、一八三四の七、一八三四の九、一八三四の一一から一八三四の一四まで、字竜宮松一八三九、一八四〇、二〇三五の一の二の一三、二〇三五の一の二の一四、二〇三五の四、二〇三五の六から二〇三五の八まで、二〇三五の二二、字中ノ尾東平二〇四六から二〇五七まで、二〇五九から二〇六三まで、字西平二〇六四、字中ノ尾西平二〇六五から二〇七〇まで、二〇七二から二〇七六まで、字大谷岩ノ上二〇七七から二〇八七まで、二〇八九、二〇九〇、二〇九一の一、二〇九一の二、二〇九二、二〇九九、二一〇四、字大谷東平二〇九三、二〇九五から二〇九八まで、二一〇〇、二一〇一（次の図に示す部分に限る。）、二一〇二、二一〇三、二一〇五から二一一四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤ケ尾二〇三五の一の二の一・字後田一八四五・一八四七・一八四九・一八五四・一八五六・字弐拾歩一八三四の一二・字中ノ尾西平二〇六八・二〇六九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字大谷東平二一〇一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市榛原檜牧一四九六の一、一五一二の一、榛原萩原元萩原三八〇、三八一、三九四から三九八まで、五〇二、二七六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

榛原檜牧一四九六の一・一五一二の一・榛原萩原元萩原三八〇・三八一・三九四から三九七まで・五〇二・二七六二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市大字陀本郷一〇〇〇の二三から一〇〇〇の二五まで、一〇〇〇の二七から一〇〇〇の三〇まで、一〇〇〇の三二、一〇〇〇の三三、一〇〇〇の三七、一〇〇〇の五〇、一〇〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字陀本郷一〇〇〇の二三から一〇〇〇の二五まで・一〇〇〇の二七から一〇〇〇の三〇まで・一〇〇〇の三二・一〇〇〇の三三・一〇〇〇の五〇・一〇〇一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字野尻一四七、一五二、一八〇の一、一八二、一八三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦